

海 査 第 7 5 6 号
平成 9 年 1 2 月 2 6 日
改正平成 1 3 年 3 月 7 日
改正平成 1 4 年 4 月 1 日
改正平成 1 4 年 6 月 2 4 日
改正平成 1 6 年 3 月 2 9 日
改正平成 1 8 年 6 月 9 日
改正平成 2 0 年 1 2 月 9 日
改正平成 2 2 年 7 月 1 日
改正平成 2 4 年 1 2 月 2 7 日
改正平成 2 6 年 1 2 月 3 日

国土交通省海事局長

国際安全管理規則の国内法制化に伴う安全管理手引書の検査等について

近年、人為的な要因に起因する事故が多発している現状にかんがみ、国際海事機関において船舶の航行の安全の確保を図ることを目的とする「国際安全管理規則」（以下「コード」という。）が策定され、平成 1 0 年 7 月 1 日より強制化されることとなりました。コードにおいては

- ・船舶所有者は、コードにおいて定められている船舶の航行の安全に係る安全管理システムを確立しなければならない。
- ・安全管理システムを文書化した安全管理手引書を備え置かなければならない。
- ・コードで要求される証書類も船内に備え置かなければならない。

こととされており、これを受け我が国においても船舶安全法施行規則（以下「規則」という。）を改正したところです。

これに伴い安全管理手引書の検査等の運用について下記のとおり定めましたので通知します。

記

I. 対象船舶

国際航海に従事する船舶のうち次に掲げる船舶を対象とします。

- ① 旅客船（⑥に掲げる船舶以外の旅客船をいう。）
- ② タンカー（規則第 1 2 条の 2 第 1 項第 2 号のタンカーをいう。）
- ③ 液化ガスばら積船（規則第 1 2 条の 2 第 1 項第 3 号の液化ガスばら積船をいう。）
- ④ 液体化学薬品ばら積船（規則第 1 2 条の 2 第 1 項第 4 号の液体化学薬品ばら積船をいう。）

- ⑤ バルクキャリア（規則第12条の2第1項第5号の船舶をいう。）
- ⑥ 高速船である旅客船（規則第13条の4第1項の規定に基づいて管海官庁の指示するところにより法第2条第1項に掲げる事項を施設した船舶である旅客船をいう。）
- ⑦ 高速船である貨物船（規則第12条の2第1項第6号の船舶をいう。）
- ⑧ ①から⑦に掲げる船舶及びもっぱら漁ろう（付属船舶を用いてする漁ろうを含む。）に従事する船舶以外の船舶であって推進機関を有するもの。（規則第12条の2第1項第7号の船舶をいう。）

(注)国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構又は独立行政法人海洋研究開発機構（以下「独立行政法人等」という。）が船舶所有者（独立行政法人等以外の船舶管理人又は船舶借入人が置かれる場合を除く。）、船舶管理人又は船舶借入人である船舶については対象から除外します。

II. 義務負担者

船舶検査申請等船舶安全法上の義務は船舶所有者が負うこととなります。船舶所有者が自ら船舶の安全管理を行っている場合には船舶所有者がコードに従って安全管理を行うこととなります。

また、船舶所有者が船舶の安全管理を委託している場合には受託している者がコードに従って船舶の安全管理を行います。この場合においても、安全管理を受託している者が適切に安全管理を実施しているかどうかについて船舶所有者が責任を負うこととなります。

実際に船舶の安全管理を行っている事務所を「安全管理会社」といいます。船舶所有者が自ら船舶の安全管理を行っている場合には船舶所有者の事務所が安全管理会社となり、船舶所有者が船舶の安全管理を委託している場合には受託している者の事務所が安全管理会社となります。

(注)安全管理会社とは、コードの「Company」をいいます。

III. 義務の内容

1. 安全管理会社が策定する安全管理システムがコードに規定する要件を満たしていること。
2. 船舶の安全管理に関する事項について安全管理手引書を作成すること。
3. 船内に安全管理手引書並びに管海官庁が発給する適合書類の写し及び安全管理証書を備え置いていること。

IV. 検査の実施

1. 管海官庁の行う検査並びに適合書類及び安全管理証書の発給
安全管理会社及び船内において安全管理に関する事項が適切に行われているかどうかについて管海官庁が検査を実施します。
安全管理会社において行われるべき安全管理に関する事項がコードの要

件に適合している場合には、そのことを証明する適合書類（以下「DOC」という。）（第1号様式）を管海官庁が安全管理会社に発給します。

船内において行われるべき安全管理に関する事項がコードの要件に適合している場合には、そのことを証明する安全管理証書（以下「SMC」という。）（第2号様式）を管海官庁が船舶ごとに安全管理会社に発給します。

2. DOC及びSMCの有効期間及び更新

(1) DOCの有効期間及び更新

交付日から5年とします。ただし、現有のDOCの有効期間が満了する日の3月前から当該期間が満了する日までの間に更新された場合は、当該DOCの有効期間が満了する翌日から起算して5年を経過する日までの間とします。

(2) SMCの有効期間及び更新

交付日から5年とします。ただし、現有のSMCの有効期間が満了する日の3月前から当該期間が満了する日までの間又は現有のSMCの有効期間が満了した日以降に更新された場合の新しいSMCの有効期間は、現有のSMCの有効期間が満了する翌日から起算して5年を経過する日までの間とします。

なお、船舶の所在地を管轄する管海官庁又は日本の領事官は、現有のSMCの有効期間が満了する際に外国の港から本邦の港又は検査を受ける予定の外国の港に向け航海中となる船舶について、船舶所有者から有効期間延長申請を受けることで、当該SMCの有効期間が満了する日の翌日から起算して3月を超えない範囲内においてその指定する日まで、SMCの有効期間を延長することができます。

(3) SMCの有効期間延長

船内更新検査の結果安全管理証書の交付を受けることができるものであって、地理的条件、交通事情その他の事情により、従前の安全管理証書の有効期間内に新しい安全管理証書を受けることができないものについては、従前の安全管理証書の有効期間は、(2)の規定にかかわらず、新たな安全管理証書が交付される日又は従前の安全管理証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して5月を経過する日のいずれか早い日までの間とする。

3. DOC及びSMCの失効

(1) DOCの失効

DOCの交付を受けた者が次の各号に該当するときは、これらのDOCは失効します。

- ① 申請者の構築した安全管理システムがコードの要件に適合しなくなったとき
- ② 申請者の構築した安全管理システムが適正に実施及び維持されていないとき

- ③ 陸上年次検査を受けるべき時期に受けなかったとき
- ④ 規則第19条第3項第8号に定める臨時検査を受けるべき事由が生じたにもかかわらず、当該臨時検査を受けなかったとき
- ⑤ SMCを受有する船舶を管理しなくなったとき

(2) SMCの失効

SMCの交付を受けた者が次の各号に該当するときは、これらのSMCは失効します。

- ① 申請者の構築した安全管理システムがコードの要件に適合しなくなったとき
- ② 申請者の構築した安全管理システムが適正に実施及び維持されていないとき
- ③ 船内中間検査を受けるべき時期に受けなかったとき
- ④ 規則第19条第3項第8号に定める臨時検査を受けるべき事由が生じたにもかかわらず、当該臨時検査を受けなかったとき
- ⑤ DOCが失効した場合における当該DOCに係るSMC

V. 検査の手続き

1. 安全管理会社における安全管理に関する事項についての検査（陸上検査）

当該安全管理会社が所有するすべての船舶の安全管理が適切に実施されているかどうかを確認するための検査であって、個々の船舶ごとに安全管理を確認するものではありません。当該検査に合格した場合には管海官庁は、DOCを当該安全管理会社に1通のみ発給します。船舶所有者は、所有するすべての船舶にDOCの写しを備え置くこととなります。

(1) 種類及び時期

検査の種類	時期
陸上初期検査	安全管理会社において行われるべき安全管理に関する事項につき初めて検査を受ける場合（安全管理手引書につき船舶の航行の安全の確保に著しい影響を及ぼすおそれのある変更をしようとする場合を含む。）
陸上更新検査	DOCの有効期間が満了する日まで
陸上年次検査	毎年DOC検査基準日の前後3月以内
陸上追加検査	管理する船種を増加させる場合（安全管理手引書につき船舶の航行の安全の確保に著しい影響を及ぼすおそれのある変更をしようとする場合を除く。）
陸上臨時検査	重大な不適合事項の明確な左証があり（PSCにおける拘留など）、安全管理システムの運用状況を検証する必要がある場合

備考：a) 「DOC検査基準日」とは、DOCの有効期間が満了する日に相当する毎年の日をいいます。

b) 「船種」とは、Iの①から⑦に掲げる船舶の種別をいいます。

(2) 実施内容

検査の種類	実施内容
陸上初期検査	イ) 安全管理手引書がコードに適合していることを確認します。 ロ) 安全管理会社において船舶の安全管理が安全管理手引書に従って有効に実施されていること（安全管理会社において3月以上、各船種につき少なくとも1隻が船内において3月以上）を確認します。 <船舶を新造した場合等の取扱いについては、VI. 参照>
陸上更新検査	安全管理システム全般を見直し、以下の事項を確認します。 イ) 安全管理手引書がコードに適合していること。 ロ) 安全管理会社において船舶の安全管理が安全管理手引書に従って実施されていること。
陸上年次検査	安全管理会社において船舶の安全管理が安全管理手引書に従って実施されていることを確認します。
陸上追加検査	船種の増加に伴って変更しようとする安全管理手引書の該当部分を中心として、以下の事項を確認します。 イ) 安全管理手引書がコードに適合していること。 ロ) 安全管理会社において船舶の安全管理が安全管理手引書に従って実施されていること。
陸上臨時検査	安全管理システムの運用状況を検証し、重大な不適合事項について確認します。

(3) 検査の申請

検査を受けようとする人は、ISM検査申請書（標準様式は別記1のとおり）とともに以下の書類を安全管理会社の所在地を管轄する管海官庁に提出して下さい。

なお、管海官庁は、必要と認めた場合、追加の資料の提出を要求することがあります。

検査の種類	提出書類
陸上初期検査	イ) 安全管理手引書 ロ) 安全管理の対象となる船舶の船種を記載した書類 ハ) 安全管理会社の概要及び事業概要を記載した書類
陸上更新検査	イ) DOC ロ) 前回の検査以降安全管理手引書が変更されている場合は、安全管理手引書の変更を説明する資料
陸上年次検査	イ) DOC ロ) 前回の検査以降安全管理手引書が変更されている場合は、安全管理手引書の変更を説明する資料

陸上追加検査	イ) DOC ロ) 新たに安全管理の対象としようとする船舶の船種を記載した書類 ハ) 安全管理手引書を変更しようとする部分の概要を記載した書類
陸上臨時検査	イ) DOC ロ) 重大な不適合事項が発見されたことについて説明する資料

(4) 検査のための準備

- ①安全管理手引書に関する書類、記録等を確認できるよう準備して下さい。
- ②検査を受ける際、管理責任者等コード及びSMSについて承知している人及びSMSに関係のある人であって管海官庁が特に指定する人を立ち合わせて下さい。

2. 船内における安全管理に関する事項についての検査（船内検査）

適切なDOCを有する安全管理会社によって当該船舶が管理されている場合に、対象船舶ごとに船舶の安全管理が適切になされているかどうかを確認するための検査です。当該検査に合格した場合には管海官庁は、SMCを船舶ごとに安全管理会社に1通発給します。船舶所有者は所有する個々の船舶にSMCを備え置くこととなります。

(1) 種類及び時期

検査の種類	時期
船内初期検査	船内において行われるべき安全管理に関する事項につき初めて検査を受ける場合（安全管理手引書につき船舶の航行の安全の確保に著しい影響を及ぼすおそれのある変更をしようとする場合を含む。）
船内更新検査	SMCの有効期間が満了する日まで
船内中間検査	SMCの有効期間の起算日の後の2回目のSMC検査基準日から3回目のSMC検査基準日の間
船内臨時検査	重大な不適合事項の明確な左証があり（PSCにおける拘留など）、安全管理システムの運用状況を検証する必要がある場合

備考：a) 「SMC検査基準日」とは、SMCの有効期間が満了する日に相当する毎年の日をいいます。

(2) 実施内容

検査の種類	実施内容
船内初期検査	イ) 船舶を管理している安全管理会社のDOCが有効かつ適切なものであることを確認します。

	ロ) 安全管理手引書が備え置かれていることを確認します。 ハ) 船内において船舶の安全管理が安全管理手引書に従って3月以上有効に実施されていることを確認します。 ニ) 必要に応じ、安全管理手引書がコードに適合していることを確認します。 <船舶を新造した場合等の取扱いについては、VI. 参照>
船内更新検査	イ) 船舶を管理している安全管理会社のDOCが有効かつ適切なものであることを確認します。 ロ) 安全管理手引書が備え置かれていることを確認します。 ハ) 船内において船舶の安全管理が安全管理手引書に従って有効に実施されていることを確認します。 ニ) 必要に応じ、安全管理手引書全般を見直し、当該手引書がコードに適合していることを確認します。
船内中間検査	イ) 船舶を管理している安全管理会社のDOCが有効かつ適切なものであることを確認します。 ロ) 安全管理手引書が備え置かれていることを確認します。 ハ) 船内において船舶の安全管理が安全管理手引書に従って有効に実施されていることを確認します。
船内臨時検査	安全管理システムの運用状況を検証し、重大な不適合事項について確認します。

(3) 検査の申請

検査を受けようとする人は、ISM検査申請書（標準様式は別記1のとおり）とともに以下の書類を船舶の所在地を管轄する管海官庁に提出して下さい。

なお、管海官庁は、必要と認めた場合、追加の資料の提出を要求することがあります。

検査の種類	提出書類
船内初期検査	イ) 船舶検査証書の写し及び船舶検査手帳の写し ロ) DOCの写し ハ) 申請に係る船舶に関する主要目を記載した書類
船内更新検査	イ) 船舶検査証書の写し及び船舶検査手帳の写し ロ) DOCの写し ハ) SMC ニ) 前回の検査以降安全管理手引書が変更されている場合は、安全管理手引書の変更を説明する資料

船内中間検査	イ) 船舶検査証書の写し及び船舶検査手帳の写し ロ) DOCの写し ハ) SMC ニ) 前回の検査以降安全管理手引書が変更されている場合は、安全管理手引書の変更を説明する資料
船内臨時検査	イ) 船舶検査証書の写し及び船舶検査手帳の写し ロ) DOCの写し ハ) SMC ニ) 重大な不適合事項が発見されたことについて説明する資料

(4) 検査のための準備

- ①安全管理手引書に関する書類、記録等を確認できるよう準備して下さい。
- ②検査を受ける際、船長、機関長等コード及びSMSについて承知している人及びSMSに関係のある人であって管海官庁が特に指定する人を立ち合わせて下さい。

3. 定期検査及び中間検査において行う検査

安全管理手引書が船舶に備え置かれているかどうか並びにDOC及びSMCが有効かつ適切なものであるかどうかを確認するための検査です。他の定期検査又は中間検査の項目とともに、次に掲げる事項を確認する検査を実施します。

- ①安全管理手引書が備え置かれていること。
- ②DOCの写しが有効かつ適切なものであること。
- ③SMCが有効かつ適切なものであること。

VI. DOC及びSMCに係る暫定的な措置について

1. 仮適合書類（以下「仮DOC」という。）及び仮安全管理証書（以下「仮SMC」という。）について

DOC又はSMCを発給するためには、SMSの運用実績の確認を実施する必要がありますが、安全管理会社が新設された場合、船舶を新造した場合、安全管理会社を変更しようとする場合等SMSの運用実績がない場合はDOC及びSMCを発給できないため、運用実績ができるまでの間は暫定的な措置として2.に掲げる事項を確認した後仮DOC（第3号様式）又は仮SMC（第4号様式）を発給します。

DOC又はSMCが発給されるまでの間は、船舶に仮DOCの写し又は仮SMCを備え置いて下さい。

2. 仮DOC又は仮SMCの発給のための確認事項

(1) 仮DOCを発給するための検査（陸上暫定検査）

- ①SMSが船舶の航行の安全若しくは人命の安全の確保又は海洋環境の

保全に直接関係のある国内法令及び条約を遵守するものであること。

(2) 仮SMCを発給するための検査（船内暫定検査）

- ①DOC又は仮DOCが適切なものであること。
- ②安全管理手引書がコードの要件を満たしていること。
- ③船長又は職員がSMS及びその実施のための計画に精通していること。
- ④発航前に説明すべきとされた事項が船内に十分周知されていること。
- ⑤3月以内に船舶の監査計画があること。
- ⑥SMSに係る情報が船員により理解される言語によるものであること。

3. 仮DOC及び仮SMCの発給に係る申請について

仮DOC又は仮SMCの検査を受けようとする場合は、ISM検査申請書（標準様式は別記1のとおり）を安全管理会社の所在地又は船舶の所在地を管轄する管海官庁に提出して下さい。なお、この場合の添付書類については、V.1.(3)又は2.(3)に準じて下さい。

4. それぞれの仮証書の有効期間

- ①仮DOC：交付の日より12月
- ②仮SMC：交付の日より6月（船舶の所在地を管轄する管海官庁がやむを得ないと認める場合については、更に6月を超えない範囲内の延長が可能）

なお、仮DOC又は仮SMCの有効期間が満了する前に陸上初期検査又は船内初期検査を受けて下さい。

5. それぞれの仮証書の失効

IV. 3は、仮DOC及び仮SMCの失効について準用します。

VII. 船舶安全法第5条第1項第3号に定める臨時検査

1. 以下に掲げる場合には、安全管理手引書について船舶安全法第5条第1項第3号に定める臨時検査を受けなければならないこととします。

- (1) 船舶に安全管理手引書を新設しようとする場合（新造に伴い安全管理手引書を設置する場合を除く。）
- (2) 安全管理会社を変更しようとする場合
- (3) 安全及び環境保護に関する方針の変更であって、SMSの大幅な変更を実施しようとする場合
- (4) SMSに関係する組織を大幅に変更しようとする場合
- (5) その他管海官庁が必要と認める場合（V. 1. (1)～(3)表中陸上臨時検査及びV. 2. (1)～(3)表中船内臨時検査に該当する場合を除く。）

2. 検査の時期に実施する陸上検査及び船内検査

検査の時期	陸上検査	船内検査
-------	------	------

(1) 適切なDOCを有する会社が、当該船舶のSMSの運用実績を有している船舶に安全管理手引書を新設しようとする場合（船舶を新造する場合を除く。）	なし	船内初期検査
(1) 適切なDOCを有する会社が、当該船舶のSMSの運用実績を有していない船舶に安全管理手引書を新設しようとする場合（船舶を新造する場合を除く。）	なし	船内暫定検査
(1) 適切なDOCを有していない会社が、当該船舶のSMSの運用実績を有していない船舶に安全管理手引書を新設しようとする場合（船舶を新造する場合を除く。）	船内暫定検査の前に陸上暫定検査を受ける要あり	
(2) 安全管理会社を変更しようとする場合であって、DOCを有する安全管理会社に変更しようとする場合	なし	
(2) 安全管理会社を変更しようとする場合であって、DOCを有していない安全管理会社に変更しようとする場合	船内暫定検査の前に陸上暫定検査を受ける要あり	
(3) 安全及び環境保護に関する方針の変更であってSMSの大幅な変更を実施しようとする場合		
(4) SMSに係る組織を大幅に変更しようとする場合		
(5) その他管海官庁が必要と認める場合（V. 1. (1)～(3)表中陸上臨時検査及びV. 2. (1)～(3)表中船内臨時検査に該当する場合を除く。）		

備考：a) 船舶安全法第5条第1項第3号に定める臨時検査の申請は船内検査の際に実施して下さい。

b) 提出書類についてはV. 及びVI. 参照

VIII. その他

1. 登録船級協会の船級を有する船舶についての取扱い

旅客船以外の船舶であって登録船級協会の安全管理手引書に係る検査を受け船級登録されている船舶に対しては、当該検査を国が行い、これに合格したものと見なします。これらの船舶に対しては、IV.2.(3)、V、VI(4.②仮SMCの有効期間の延長手続きを除く。)及びVIIの事項については登録船級協会の規則によることとなります。この場合、管海官庁による検査は省略されます。

2. 安全管理会社の名称の届出について

(1) 船舶所有者（船舶借入人を除く。以下この項において同じ。）が船舶（Ⅷ.1.により管海官庁の検査が省略される船舶を除く。）の安全管理を委託する場合は、初めて安全管理手引書に係る検査を申請する前に、安全管理会社の所在地を管轄する管海官庁に、当該安全管理会社の名称及びその詳細を届け出て下さい。

また、届出内容に変更を生じた場合には、変更を生じた後初めて受ける検査の申請時にその旨を届け出て下さい。

(2) Ⅷ.1.により管海官庁の検査が省略される船舶の船舶所有者は、当該船舶の安全管理を委託している場合には、登録船級協会の安全管理手引書に係る検査を受け船級登録された後及び届出内容に変更を生じた後の初めて受ける船舶検査の申請時に届け出て下さい。

(3) 届出書の標準様式は別記2のとおりとします。

3. 係船による返納及び係船解除によるコード適用

(1) 係船による返納

係船により適用除外船舶となるときは、返納届により船舶の所在地を管轄する管海官庁にSMCを返納して下さい。

なお、係船届の手続きについては、昭和50年7月3日付け舶査第392号(平成19年3月29日付け国海査第529号で一部改正)及び昭和50年9月2日付け舶査第443号を参照してください。

(2) 係船解除によるコード適用

係船された適用除外船舶が、係船解除により新たにコードの適用を受けるために受検するときは、次のとおり取扱います。

①係船前に有効なSMCを有しており、かつ、係船期間が6ヶ月以下のとき

船内初期検査 — 実施内容はV.2.(2)イ)及びロ)とします。ただし、係船期間中に船内更新検査又は船内中間検査の時期が到来していた場合、当該検査の実施内容に相当する内容とします。

また、発給するSMCの有効期間の満了日は、係船前に有効であったSMCの有効期間の満了日と同一の日とします。（船内更新検査の実施内容に相当する内容とした場合を除く。）

②その他のとき

仮SMCの発給のため船内暫定検査

(3) 外国籍船の係船取扱いについて

日本国内で係船する外国籍船が主管庁又は船級協会から係船手続きに関する書面(Special Mooring Permit, Receipt(Application) for the Ship Laid-Up等)の交付を受けている場合、コードの適用に関しては舶査第443号記8.によらなくとも差し支えありません。

適合書類
DOCUMENT OF COMPLIANCE



日本国
JAPAN

1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。
Issued under the provisions of the INTERNATIONAL CONVENTION FOR THE SAFETY OF LIFE AT SEA, 1974,
as amended under the authority of the Government of Japan.

会社の名称及び住所
.....
Name and address of the Company
.....
国際海事機関会社識別番号
Company identification number:

この書類は、会社の安全管理システムの検査を受け、下記に掲げる船舶の種類について国際安全管理規則（ISMコード）の要件に適合していることを証明する。
THIS IS TO CERTIFY THAT the safety management system of the Company has been audited and that it complies with the requirements of the International Management Code for the Safe Operation of Ships and for Pollution Prevention (ISM Code) for the types of ships listed below :

旅客船	Passenger ship
高速旅客船	Passenger high-speed craft
高速貨物船	Cargo high-speed craft
バルクキャリア	Bulk carrier
タンカー	Oil tanker
液体化学薬品ばら積船	Chemical tanker
液化ガスばら積船	Gas carrier
海底資源掘削船	Mobile offshore drilling unit
その他の貨物船	Other cargo ship

この適合書類は、定期的な検査を条件として、.....まで効力を有する。
This Document of Compliance is valid until, subject to periodical verification.

この証書の基となる検査が完了した日 :
Completion date of the verification on which this certificate is based :

.....において発給した。
(書類の発給の場所)

Issued at
(place of issue of the document)

発給の日
Date of issue

COUNTERSIGNED:

.....
Principal Ship Inspector

年次検査に係る裏書
ENDORSEMENT FOR ANNUAL VERIFICATION

条約第 IX 章第 6 規則 1 及び I SMコード 13.4 の規定に基づき行われる定期的検査において、安全管理システムが I SMコードの要件に適合することが検査されたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY THAT, at the periodical verification in accordance with regulation IX/6.1 of the Convention, and paragraph 13.4 of the ISM Code, the safety management system was found to comply with the requirements of the ISM Code.

第一回年次検査
1st ANNUAL VERIFICATION

場 所
Place:
日
Date:

COUNTERSIGNED:

.....
Principal Ship Inspector

第二回年次検査
2nd ANNUAL VERIFICATION

場 所
Place:
日
Date:

COUNTERSIGNED:

.....
Principal Ship Inspector

第三回年次検査
3rd ANNUAL VERIFICATION

場 所
Place:
日
Date:

COUNTERSIGNED:

.....
Principal Ship Inspector

第四回年次検査
4th ANNUAL VERIFICATION

場 所
Place:
日
Date:

COUNTERSIGNED:

.....
Principal Ship Inspector

安全管理証書
SAFETY MANAGEMENT CERTIFICATE



日本国
JAPAN

1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。
Issued under the provisions of the INTERNATIONAL CONVENTION FOR THE SAFETY OF LIFE AT SEA, 1974,
as amended under the authority of the Government of Japan.

船名
Name of ship :
船舶番号又は信号符字
Distinctive number or letters :
船籍港
Port of registry :
船舶の種類
Type of ship :
総トン数
Gross tonnage :
国際海事機関船舶識別番号
IMO Number :

会社の名称及び住所
.....
.....
Name and address of the Company
.....
国際海事機関会社識別番号
Company identification number:

この証書は、本船が適合書類に掲げる船舶の種類につき適切であることを検査したのち、船舶の安全管理システムの検査を受け、国際安全管理規則（ISMコード）の要件に適合していることを証明する。

THIS IS TO CERTIFY THAT the safety management system of the ship has been audited and that it complies with the requirements of the International Management Code for the Safe Operation of Ships and for Pollution Prevention (ISM Code), following verification that the Document of Compliance for the Company is applicable to this type of ship.

この安全管理証書は、定期的な検査並びに適合書類が有効であることを条件として、.....まで効力を有する。
This Safety Management Certificate is valid until....., subject to periodical verification and the Document of Compliance remaining valid.

この証書の基となる検査が完了した日 :
Completion date of the verification on which this certificate is based :

.....において発給した。
(証書の発給の場所)

Issued at
(place of issue of the document)

発給の日
Date of issue

COUNTERSIGNED:
.....
Principal Ship Inspector

定期的検査及び臨時検査に係る裏書
ENDORSEMENT FOR INTERMEDIATE VERIFICATION AND
ADDITIONAL VERIFICATION

条約第 IX 章第 6 規則 1 及び I SMコード 13.8 の規定に基づき行われる定期的検査において、安全管理システムが I SMコードの要件に適合することが検査されたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY THAT, at the periodical verification in accordance with regulation IX/6.1 of the Convention and paragraph 13.8 of the ISM Code, the safety management system was found to comply with the requirements of the ISM Code.

定期的検査
(第 2 回目と第 3 回目の検査基準日の間に完了していること)
INTERMEDIATE VERIFICATION
(to be completed between the second and the third anniversary date)

場 所
Place:
日
Date:

COUNTERSIGNED:

.....
Principal Ship Inspector

臨時検査
ADDITIONAL VERIFICATION

場 所
Place:
日
Date:

COUNTERSIGNED:

.....
Principal Ship Inspector

臨時検査
ADDITIONAL VERIFICATION

場 所
Place:
日
Date:

COUNTERSIGNED:

.....
Principal Ship Inspector

臨時検査
ADDITIONAL VERIFICATION

場 所
Place:
日
Date:

COUNTERSIGNED:

.....
Principal Ship Inspector

番号 第 号
Certificate No.

更新検査が完了し、ISMコードB部13.13の規定を適用する場合における裏書
ENDORSEMENT WHERE THE RENEWAL VERIFICATION
HAS BEEN COMPLETED AND PART B 13.13 OF THE ISM CODE APPLIES

この船舶は、ISMコードB部の関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、ISMコードB部13.8の規定に従って.....まで効力を有するものとする。

The ship complies with the relevant provisions of part B of the ISM Code, and the Certificate should, in accordance with part B 13.13 of the ISM Code, be accepted as valid until

COUNTERSIGNED:

.....
Principal Ship Inspector

場 所
Place:
日
Date:

番号 第 号
Certificate No.

ISMコードB部13.12の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は
ISMコードB部13.14の規定を適用する場合における猶予期間について
証書の有効期間を延長するための裏書
ENDORSEMENT TO EXTEND THE VALIDITY OF THE CERTIFICATE
UNTIL REACHING THE PORT OF VERIFICATION WHERE PART B 13.12 OF THE ISM CODE APPLIES
OR FOR A PERIOD OF GRACE WHERE PART B 13.14 OF THE ISM CODE APPLIES

この証書は、ISMコードB部13.12又は13.14の規定に従って、.....
まで効力を有するものとする。

This Certificate should, in accordance with part B 13.12 or part B 13.14 of the ISM Code, be accepted as valid until

COUNTERSIGNED:

.....
Principal Ship Inspector

場 所
Place:
日
Date:

仮適合書類
INTERIM DOCUMENT OF COMPLIANCE



日本国
JAPAN

1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。
Issued under the provisions of the INTERNATIONAL CONVENTION FOR THE SAFETY OF LIFE AT SEA, 1974,
as amended under the authority of the Government of Japan.

会社の名称及び住所

Name and address of the Company

国際海事機関会社識別番号
Company identification number:

この書類は、会社の安全管理システムが下記に掲げる船舶の種類について国際安全管理規則（ISMコード）第1.2.3項の
目的を満たしていることを証明する。

THIS IS TO CERTIFY THAT the safety management system of the Company has been recognized as meeting the
objectives of paragraph 1.2.3 of the International Management Code for the Safe Operation of Ships and for Pollution
Prevention (ISM Code), for the type(s) of ships listed below :

- | | |
|------------|-------------------------------|
| 旅客船 | Passenger ship |
| 高速旅客船 | Passenger high-speed craft |
| 高速貨物船 | Cargo high-speed craft |
| バルクキャリア | Bulk carrier |
| タンカー | Oil tanker |
| 液体化学薬品ばら積船 | Chemical tanker |
| 液化ガスばら積船 | Gas carrier |
| 海底資源掘削船 | Mobile offshore drilling unit |
| その他の貨物船 | Other cargo ship |

この仮適合書類は.....まで効力を有する。

This Interim Document of Compliance is valid until

.....において発給した。

(書類の発給の場所)

Issued at

(place of issue of the document)

発給の日.....

Date of issue.....

COUNTERSIGNED:

.....
Principal Ship Inspector

仮安全管理証書
INTERIM SAFETY MANAGEMENT CERTIFICATE



日本国
JAPAN

1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。
Issued under the provisions of the INTERNATIONAL CONVENTION FOR THE SAFETY OF LIFE AT SEA, 1974,
as amended under the authority of the Government of Japan.

船名
Name of ship :
船舶番号又は信号符字
Distinctive number or letters :
船籍港
Port of registry :
船舶の種類
Type of ship :
総トン数
Gross tonnage :
国際海事機関船舶識別番号
IMO Number :

会社の名称及び住所
Name and address of the Company
国際海事機関会社識別番号
Company identification number:

この証書は、ISMコード14.4の要件が満たされており、会社の適合書類又は仮適合書類がこの船舶に関連することを証明する。

THIS IS TO CERTIFY THAT the requirements of paragraph 14.4 of the ISM Code have been met and that the Document of Compliance/Interim Document of Compliance of the Company is relevant to this ship.

この仮安全管理証書は、適合書類又は仮適合書類が有効であることを条件として.....まで効力を有する。
This Interim Safety Management Certificate is valid until....., subject to the Document of Compliance / Interim Document of Compliance remaining valid.

.....において発給した。
(証書の発給の場所)
Issued at
(place of issue of the document)
発給の日.....
Date of issue.....

COUNTERSIGNED:
.....
Principal Ship Inspector

この仮安全管理証書の有効期間は まで延長された。

The validity of this Interim Safety Management Certificate is extended to

延長した日

Date of extension

COUNTERSIGNED:

.....
Principal Ship Inspector

I S M検査申請書

年 月 日

殿

申請者の名称
及び住所

印

船舶安全法施行規則第 1 2 条の 2 第 1 項に規定する安全管理手引書について以下のとおり検査を受けたいので平成 9 年 1 2 月 2 6 日付海査第 7 5 6 号 V. 1(3)・V. 2(3)・VI. 3 の規定に基づき、申請します。

受けようとする検査の種類	【陸上】 暫定検査 <input type="checkbox"/> 初期検査 <input type="checkbox"/> 更新検査 <input type="checkbox"/> 年次検査 <input type="checkbox"/> 追加検査 <input type="checkbox"/> 臨時検査 <input type="checkbox"/> 【船内】 暫定検査 <input type="checkbox"/> 初期検査 <input type="checkbox"/> 更新検査 <input type="checkbox"/> 中間検査 <input type="checkbox"/> 臨時検査 <input type="checkbox"/>	
陸上検査	安全管理責任者の氏名及び役職	
	管理船舶の種類	
	検査を受けようとする期日及び場所	
船内検査	船舶の種類	
	船名	
	船舶番号等	
	検査を受けようとする期日及び場所	
添付書類		
備考		

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 3 「V. 1(3)・V. 2(3)・VI. 3」中不要の文字は抹消すること。
 4 受けようとする検査の種類のカラムには、該当するものに×印を記載すること。
 5 管理船舶の種類及び船舶の種類のカラムには、船舶安全法施行規則第 1 2 条の 2 第 1 項各号に掲げる船舶別に記載すること。

安全管理会社届出書

年 月 日

殿

届出者の氏名又
は名称及び住所

印

弊社が所有する船舶は、以下の要件を全て満たす安全管理会社によって安全管理致しますので、平成 年 月 日付海査第 号Ⅷ. 2（国際安全管理規則第3項1）の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

1. 船舶の運航に係る安全及び環境保護の方針を有し、実行すること。
2. 安全管理システムを構築し、その管理責任者を選任すること。
3. 安全管理システムの教育を実施すること。
4. 船内業務手順の策定・実施を管理すること。
5. 緊急事態への対応を行うこと。
6. 船員の管理を行うこと。
7. 船舶の保守管理を行うこと。

記

船名	船種	安全管理会社の名称	安全管理会社の住所	連絡先

備考	
----	--

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。